

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可手数料審議資料

◎一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可の概要

一般廃棄物の収集等を業として行う場合には、当該区域の市町村長の許可が必要となる。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条)

当町においては、許可期間を2年とし、事業を継続する場合には更新申請が必要。また、許可証を紛失等した場合には再交付を受けることができる。(益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条～第9条)

許可を受ける場合には、手数料が必要となる。(益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条)

◎必要経費(手数料原価)

○交付手数料

・人件費	50円×180分	=9,000円	
・許可証用紙代(ケント紙)	30円×1枚×1.08	=32.4円	
・諸経費(起案用紙、納付書用紙、コピー機代等)		50円	
合計			9,082.4円(原価率90.8%)

○更hands手数料

・人件費	50円×140分	=7,000円	
・許可証用紙代(ケント紙)	30円×1枚×1.08	=32.4円	
・諸経費(起案用紙、納付書用紙、コピー機代等)		50円	
合計			7,082.4円(原価率88.5%)

○再発行手数料

・人件費	50円×17分	=850円	
・許可証用紙代(ケント紙)	30円×1枚×1.08	=32.4円	
・諸経費(納付書用紙、コピー機代等)		20円	
合計			902.4円(原価率90.2%)

◎結論

許可に係る手数料は、交付(一般廃棄物、浄化槽)、更新(一般廃棄物、浄化槽)、再交付全てにおいて原価率が約90%となっており、増税率転嫁を勘案しても、現行料金を下回っているため現状維持とする。

(参考) 他市町村状況

市町村名	交付手数料(円)	更hands手数料(円)	再発行手数料(円)
御船町	10,000	8,000	5,000
嘉島町	10,000	8,000	1,000
甲佐町	10,000	8,000	5,000
大津町	10,000	8,000	500
菊陽町	10,000	8,000	500
益城町	10,000	8,000	1,000

※手持ち資料

◎処理時間算定

○交付手数料

・受付時書類審査	書類が揃っているか等	10分
・書類審査	人員、車両チェック等	60分
・現地確認	車両チェック等	40分
・決裁手続き		30分
・許可証作成		20分
・調定作成		10分
・受渡し手続き		10分
合 計		180分

○更新手数料

・受付時書類審査	書類が揃っているか等	10分
・書類審査	人員、車両チェック等	60分
・決裁手続き		30分
・許可証作成		20分
・調定作成		10分
・受渡し手続き		10分
合 計		140分

○再発行手数料

・受付時書類審査	書類が揃っているか等	5分
・許可証作成		4分
・調定作成		4分
・受渡し手続き		4分
合 計		17分

※作成時ファイルがあるため